

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和4年3月22日付け人第278号。以下「本件処分」という。）において、個人情報等を非開示とした懲戒処分等リストを対象公文書として開示したことは妥当であるが、実施機関が審査会に提出した交通事故に係る農林水産総合技術センターからの報告文書及び交通事故の処分の決裁文書を対象公文書に加え、実施機関は改めて開示等の決定を行うべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和4年2月7日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 富山県農林水産総合技術センターにて勤務する県職員が平成30年5月10日に起こした人身事故について懲戒処分の検討及び処分したことがわかる一切の資料 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

経営管理部人事課が保有する以下の公文書
懲戒処分等リスト

イ 開示をしない部分及び理由

対象者の氏名、所属、職名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年3月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

当該事故については、被害者が救急搬送されたにもかかわらず、警察へ人身事故届を提出せず、事故発生から半年以上経過し、被害者が警察へ人身事故届を出した後に人事課へ報告があり、その後、加害者へ懲戒処分が行われた。

懲戒処分を行うには、加害者の調書や警察、検察からの事故に関する資料が必要と思われるが、それらが一切出てこない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

今回の件については、事故発生当時、農林水産総合技術センター（以下「所属」という。）は労災事故として対応していたところ、令和元年12月に警察から職員に対する事情聴取の際に交通事故として処理する方針が示され、その後人事課に報告を行ったものである。

開示文書については、人身事故について懲戒処分の検討及び実施した事実がわかる文書と捉えたので、懲戒処分等の対象となる職員を一覧にした懲戒処分等リストを対象の公文書であると特定して、個人が特定できる部分を黒塗りにして部分開示を行ったものである。

なお、今回の事故に関する一連の資料として、懲戒処分等リスト以外に当該交通事故に係る所属からの報告文書（以下「報告文書」という。）及び当該交通事故の処分に係る決裁文書（以下「決裁文書」という。）を保有するが、本件の開示請求の対象ではないと判断し、公文書と特定しなかった。また、審査請求人が求める警察、検察からの事故に関する資料は、保有していない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

実施機関の弁明書及び当審査会において、富山県経営管理部人事課の職員に対し、意見聴取を行ったところ、実施機関は開示対象文書を懲戒処分の検討及び実施した事実がわかる公文書として、懲戒処分等リストを特定したが、その理由は、これまでの懲戒処分に関する開示請求では、懲戒処分等リストを対象公文書と特定してきたため、同様の対応をしたとのことであった。

しかしながら、今回の請求内容は「懲戒処分の検討及び処分したことがわかる一切の資料」であり、請求人は処分結果がわかる資料だけでなく、途中過程の検討に関する資料も求めているものと解される。このため、審査会において、実施機関が保有するとした報告文書及び決裁文書の提出を求め見分したところ、報告文書には、事故の概要等の記載があり、懲戒処分の検討の基になる資料であることが認められ、また決裁文書には処分案等の記載があり、懲戒処分の検討及び処分したことがわかる資料であることが認められた。また、いずれの文書も所属長までの決裁をとっているため、条例第2条第2項に規定する公文書の定義にも該当すると認められる。なお、報告文書及び決裁文書以外の資料は不存在であるという実施機関の説明については、これを否定する資料もなく、不合理な点はない。

よって実施機関が本件開示請求に係る公文書として個人情報情報を非開示とした懲戒処分等リストを開示したことは妥当であるが、実施機関が審査会に提出した報告文書及び決裁文書

についても対象公文書に加え、実施機関は改めて開示等の決定を行うべきである。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年7月5日	実施機関から諮問書を受理
令和4年10月3日 (第185回審査会)	・ 諮問事案の概要説明 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年11月7日 (第186回審査会)	・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 審議
令和4年12月12日 (第187回審査会)	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和5年1月12日 (第188回審査会)	・ 審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	
神山 智美	富山大学経済学部教授	会 長
中村 正美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西田 隆文	高岡商工会議所専務理事	